別紙様式第一号㈠中「

長期前払費用	を	長期前払費用 前払年金費用

」を「

長期前払費用 前払年金費用	を	子会社等出資 前払年金費用

」に改める。

別紙様式第二号㈠中「

子会社等出資	を	子会社等出資 前払年金費用

」を「

子会社等出資 前払年金費用	を	長期前払費用 前払年金費用

」に改める。

別紙様式第四号㈠中「

長期前払費用	を	長期前払費用 前払年金費用

」を「

長期前払費用 前払年金費用	を	子会社等出資 前払年金費用

」に改める。

別紙様式第五号㈠中「

子会社等出資	を	子会社等出資 前払年金費用

」を「

子会社等出資 前払年金費用	を	長期前払費用 前払年金費用

」に改める。

別紙様式第六号㈠第一2㈠中

「6　繰延税金資産 7　再評価に係る繰延税金資産 8　連結調整勘定	を	「6　退職給付に係る資産 7　繰延税金資産 8　再評価に係る繰延税金資産 9　連結調整勘定

」に、

「(3)　土地再評価差額金	を	「(3)　土地再評価差額金 (4)　退職給付に係る調整累計額

」に、

「退職給付引当金	を	「退職給付に係る負債

」に改める。

別紙様式第六号㈠第一2㈡中「

長期前払費用	を	「長期前払費用 退職給付に係る資産

」に、

「(5)　長期繰延税金負債 (6)　その他の固定負債	を	「(5)　退職給付に係る負債 (6)　長期繰延税金負債 (7)　その他の固定負債

」に改める。

別紙様式第六号㈠第一2㈡中「

「(2)　繰延ヘッジ損益	を	「(2)　繰延ヘッジ損益 (3)　退職給付に係る調整累計額

」に改める。

別紙様式第六号㈠第一5［間接法により表示する場合］中「

退職給付引当金の増加額	を	退職給付に係る負債の増加額

」に改める。

別紙様式第七号㈠第一2中「外部出資

」を「外部出資
退職給付に係る資産

」に、

「退職給付引当金	を	「退職給付に係る負債

」に改める。

「土地再評価差額金	を	「土地再評価差額金 退職給付に係る調整累計額

」に改める。

別紙様式第八号㈠第一2中「

長期前払費用	を	「長期前払費用 退職給付に係る資産

」に、

「(5)　長期繰延税金負債 (6)　その他の固定負債	を	「(5)　退職給付に係る負債 (6)　長期繰延税金負債 (7)　その他の固定負債

」に改める。

「(2)　繰延ヘッジ損益	を	「(2)　繰延ヘッジ損益 (3)　退職給付に係る調整累計額

」に改める。

別紙様式第九号㈠第一2中「外部出資

」を「外部出資
退職給付に係る資産

」に、

「諸引当金	を	「諸引当金 退職給付に係る負債

」に、

「繰延ヘッジ損益	を	「繰延ヘッジ損益 退職給付に係る調整累計額

」に改める。

別紙様式第九号㈠第一5［間接法により表示する場合］中「

退職給付引当金の増加額	を	退職給付に係る負債の増加額

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則及び第一条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第四条第一項及び第九条第四項の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び同令を実施するため、輸入貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十日

経済産業大臣　茂木　敏充

輸入貿易管理規則の一部を改正する省令

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

別表第一を次のように改める。